

会議録

会議の名称	平成30年度 第4回 入札不正行為排除・防止検証委員会
開催日時	平成31年1月30日（水）午前10時から正午まで
開催場所	別館4階 特別会議室
出席者	山本会長 水本副会長 井上委員 泉水委員 松島委員
欠席者	なし
案件名	1 答申（草案）への意見聴取について 2 入札不正行為排除・防止行動マニュアル（案）への意見集約について 3 その他
提出された資料等の名称	1 入札不正行為排除・未然防止対策についての答申（草案） 2 入札不正行為排除・防止行動マニュアル（案） 3 庁内委員会報告書に対する委員会意見集約資料
決定事項	引き続き、答申の取りまとめ及びマニュアル案の確認を進める。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 （事務局）	総務部 人事課

審 議 内 容

山本会長：平成30年度第4回入札不正行為排除・防止検証委員会を開催いたします。まず委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：委員5名中5名に御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

山本会長：それでは、本日の案件の審議に入っていきたいと思いますが、その前に、今後のスケジュールについて事務局から説明があるとのことですので、お願いします。

事務局：今後のスケジュールにつきまして、今回の事件に係る公判が開かれる時期も未定ですので、答申、職員マニュアルともに完成を5月頃とするものの、答申については中間答申といった位置付けにさせていただき、その後、公判等の進捗状況を御報告させていただき、加筆・修正する必要性について御審議いただいた上で、最終答申とする方向で進めさせていただきませんか。

山本会長：委員の皆様におかれましては、それぞれの御都合があると思いますが、いかがでしょうか。

(委員異議なし)

山本会長：それでは、事務局から提案がありましたスケジュールで進めさせていただきたいと思います。では、案件1の答申案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

山本会長：まず、「1. はじめに」の部分について、何か御意見、御質問はございますか。項目立て自体の問題についても、御意見があればお願いします。

泉水委員：1ページの4段落目に、最低制限価格で落札したことが問題だということで理由が3つほど挙がっていますので、それぞれ別の理由だということを示すためには、「入札制度での公平性を害するものであり、」を「ものであり、さらに」とする方が。それから、その前の行で「入札に参加する事業者の機会を奪うことにつながり、」とありますが、何の機会ですか。入札には参加できるので、契約する機会でしょうか。

松島委員：これまでの振り返りというか、何々の条例に基づいて取り組んできたけれども、ここが不十分だったので、それを踏まえて何をどう改善するということになるかと思うんですが、そのこれまでの取組について、ここに書かなくていいでしょうか。

事務局：2段落目の4行で書いてしまっていますので、ここをもう少し書くことによって、御指摘の点をクリアできるかと思います。

松島委員：例えば3ページの「3.」のところ公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例のことが途中で出てきていますが、そういったものがあるのであれば、書いておいていただければと思います。

井上委員：1ページの5段落目に「当該事件の具体的な事実関係は今後の裁判において明らかとなるものであるが」とありますが、この書き方だと、不正が起こった場

合は刑事裁判に任せて枚方市は何もしないという立場を採られていることになるので、枚方市も独自で調査をしているということで、「今後の調査において明らかになるものであるが」としてください。

山本会長：この委員会で、職員がどうやって価格情報を得ることができたか、どこにどの情報があって、その情報管理がどうであったか、これまでどこまで改善されていて、まだ改善されていないのはどれだけかということまでヒアリングしましたので、この委員会でも調査しているということを答申に記載しておくということで。それを「はじめに」にするのか、「基本的な考え方」なり「課題・問題点」に盛り込むのかは検討したいと思います。

「2. 入札不正行為の排除・防止の検討に際しての基本的な考え方」につきまして、御意見はございますでしょうか。

松島委員：最初に「枚方市における内部検証において」とありますが、内部検証とこの答申との関係ですが、内部検証を元に対策を考えたのか、この3つの事項が重要だと改めて確認して検討したのか、どちらでしょうか。

事務局：内部検証として報告した3つの事項につきまして、3つとも重要だと御判断いただくのか、特にこういった部分が重要だという形ですとか、委員会のお考えを示していただければと思います。

松島委員：3つとも重要であることに異存はないのですが、委員会としても、内部検証を踏まえて議論してその方向で検討することとしたということが分かる方がいいと思います。

山本会長：枚方市の内部検証の報告を受けて、委員会としても色々と質問をして、この3つの柱で良いか、他にポイントがないかという点も含めてこれまで議論を進めてきましたので、確認した上で進めていくというように取りまとめしていただくことで良いかと思いますが、いかがでしょうか。

水本副会長：情報が漏れているという外部からの通報があった場合に取調べをする機能を充実させるというのは、この3つの柱に入るのでしょうか。

山本会長：8ページの最初に「職員からの不正な働きかけを受けた事業者等からの通報制度の拡充等を図る必要がある」とありますが、ここの部分をもう少し掘り下げていくというイメージなのかなと思っています。

泉水委員：本件は入札に関する情報でしたので、12ページに入札監視員が聴取を行うとありますが、外部通報は入札に限らず様々な問題に対応しなければいけませんので、そうすると人材育成なのかもしれません、そもそも3つの柱のどこに入るのか、どこにも入らないものもあるということでしょうか。

事務局：外部通報制度等の様々な制度について、職員が自分のこととして考えてこなかったというところが課題・問題点として捉えていますので、3つの分野に分けるのは難しい面もありますが、職員の意識改革をしっかりとやっていくところで、人材育成なのかなとも思います。

泉水委員：重複してはいけないということはないので、人材育成と入札契約制度の両方で書いておいた方が良いのではないのでしょうか。

山本会長：人材育成の中にコンプライアンス教育もあって、通報制度は組織から見ればコ

ンプライアンスの問題として捉えるので、人材育成という言葉だけにしてしまうのか、コンプライアンスを足していくのか、どうでしょうか。また、大阪市では外部からの通報を積極的に受け入れていますので、参考になると思います。枚方市では、市と取引している事業者のみが通報の仕組みに入ってくるという点がありますので。

泉水委員：内部通報は法律事務所にも通報できることになっていますよね。外部通報も法律事務所に通報できても悪くないように思います。

井上委員：不正が起きたときの対応策が最も重要だと考えています。それは内部通報であったり、職員の教育であったりすると思います。裁判が終わるまで待ちますというのは、責任を果たしておらず、責任を問われる事態になると思います。現時点で具体的に何をするかは決められなくても、今後、充実させていくために検討するということは入れていただきたいと思います。2ページの「当該事件の具体的な事実関係は今後の裁判において明らかとなるものであるが」という部分は削除していただきたいです。

水本副会長：2ページに「今回の事件が職員側から工事事業者側へ情報を漏洩したという特殊性があり、」とありますが、普通は業者側から教えてくれと言われたりもするので、さらに、そういった色々な事例を想定して改善するというようになるのかなと思います。

山本会長：次に、「3. 検証すべき課題・問題点について」の人材育成の部分について、その他の視点が必要かといったところも含めて、御意見ををお願いします。

泉水委員：人材育成とともにコンプライアンス体制の構築も必要だと思いますので、可能であれば標題も修正した方が分かりやすいと思います。

井上委員：4ページの組織体制の構築において、担当職員の当事者意識に任せるという記載になっていますが、問題が起こった場合は、役所の内部で権限がある機関を設けて調査するというを明記すべきです。それをどのように構築するかは今後の課題として。

山本会長：不正行為が行われない組織の体制と、起こった場合にどのように早期に把握して、是正していくかといった、両方の体制を整えていくということかと思いません。

事務局：項目立てとしまして、「3.」で検証すべき課題・問題点を挙げて、「4.」でその具体的な改善策について記載していますので、いただいた御意見は「4.」の中に盛り込むことになるかと思えます。

松島委員：記載が重複するところも見受けられますので、「3.」と「4.」で同じ項目はまとめて記載をした方が読みやすいかと思えます。

水本副会長：やはり人材育成ではなく、コンプライアンスですよね。コンプライアンスのルールを組織が作って、ルールを守る組織も作って、その中の1つが職員はそのルールに従ってきちんとしなさいと、そういうつくりですね。

泉水委員：予防するというコンプライアンス制度を作りなさいと、その中で公務員としての自覚を持ってやりなさいと。抽象的な議論だけではすまないの、どのように予防するのかというところがあると思います。それだけではなく、万一起こ

った時にいかに発見してやめさせるかという、この2つを書いておかないといけません。ただ、後者はどこまで具体的に書くかというところはありませんが。

山本会長：8ページでマニュアルを作るということが出てきています。失敗学で知られる畑村先生によりますと、マニュアルは重要だけれども、落とし穴がある。マニュアルだけを読んでいると、時代が変わっていったり新しい社会になっていったときに、マニュアルどおりにしていないから失敗が起こったと簡単に考えてしまい、小さな事項を見落としてしまう。マニュアルを変えることを怠っていると、そのうちに大きな失敗が起こってしまうということです。どうやって不正行為を見つけるかというところでも、小さなインシデントの情報を集めることも大切でしょうし、マニュアルを定期的に見直すことも必要かと思います。

松島委員：マニュアルを作っても運用をどうするかということが重要で、マニュアルがあることで満足するのではなく、それをどうやって周知するかとか、そういったことを含めて書いた方がいいかと思います。

事務局：コンプライアンスを柱の1つとして、その中で人材育成があるという軌道修正ということによろしいでしょうか。

山本会長：では、それで御対応よろしくをお願いします。「3.」と「4.」の機密情報管理についての御意見ををお願いします。

水本副会長：ここが一番重要だと思っています。9ページの取組内容の部分、例示で結構ですので、さらに具体的にしていきたい。①では月別工事一覧表のほかにもあるでしょうし、新しい電算のシステムが入れば不要になる書類もあります。フローチャートで確認してなくしていくとか、そういったことが必要かと。それから、契約課は「工事発注部署」ではないんですよね。

事務局：はい。これは積算をする部署を指しています。

水本副会長：契約課も情報管理が必要なので、それはどこかに必要かと。

事務局：10ページの入札契約制度の中では、契約課の機密情報の取扱いについても記載されています。また、9ページの①の月別工事一覧表は、契約課の書類です。

松島委員：9ページであえて「工事発注部署における」と限定しなくても良いのではないのでしょうか。また、10ページの「べきである」、「必要がある」、「欠かせない」、「講じる」といった書き方は、違いがあるのでしょうか。書き方の方針としては、できるところは「する」と言ってしまうということでしょうか。

事務局：委員会としてこれはすべきということでは言っていましたら、市としてもやっていくという方針です。

松島委員：方針はそうだけれども、具体的にどうするかまだ分からないところは、展望のような形でということを書くというイメージですね。

水本副会長：ルールに適時の見直しとともに、ルールを厳格にすると業務の支障になるからできないということで、ダブルスタンダードを起こしますので、そういった事態になれば議論してルール自体を見直す、できないルールは作らないということをごどこかに書いてもらいたいです。

山本会長：9ページの機密情報管理で、運用基準が徹底されていなかったとありますが、文書管理の運用基準自体は、変えずにこれを徹底していくということになるん

ですか。

事務局：運用基準は平成3年に作りまして、紙文書の時代のままになっていますので、データ管理が主になっているこの時代に合わせた見直しが必要と考えております。

山本会長：具体的な改善策のところはそれが分かるように記載していただいた方が。

水本副会長：その文書管理の運用基準は、発注部局と契約課の両方のルールになっているんですか。

事務局：主に発注部局が対象です。

水本副会長：作るのはどこですか。

事務局：運用基準は全庁的なルールですので、コンプライアンス推進課が担当です。

水本副会長：それはもうできているんですね。管理がコンプライアンス推進課というのは、はっきりしているんですね。

山本会長：機密情報管理は重要なところですので、御意見がありましたら、今後もメールでお願いします。次に、5ページからと10ページからの入札契約制度について、御意見をお願いします。

泉水委員：7ページで「その効果は限定的」が「その効果は限定期」となっています。

具体的な改善策をどこまで書くかは、実現可能性や優先度があるので市の御意見を聞きながら決めなくてはいけないと思いますが、11ページのランダム係数については、今は予定価格が分かれば、0.9を掛ければ最低制限価格が出てきますが、ランダム係数を入れれば数字が変わってくるので、予定価格が漏れたとしてもそれだけでは勝負できない可能性があるので、ランダム係数を入れるのはあり得るのかなと思っています。簡易型の総合評価方式を入れればクリアできますが、あまり運用されておらず、他市でも対象は高額な案件に限られていますので、ランダム係数を入れるというのは割と簡単にできる制度かなと思います。

水本副会長：この答申の書き方は、やった方がいいけれどもやらないというニュアンスが強くて出ていますので、できないかもしれないがもう少し前向きに検討してはどうですかという委員の皆さんの御意見があるなら、そういうふうに書いておいていただいたら。

事務局：総合評価制度や低入札価格制度の対象工事の拡大も視野に入れながら、ベストな方法を検討していきたいと思っています。ランダム係数につきましては、自分の努力で積算している業者を市としては歓迎したいところですが、決定的となる金額を無作為に動かすというのは、そうした業者の入札への参加意欲をなくしてしまうのではないかと懸念しています。

松島委員：委員会としては、どちらかと言えば積極的にやるという方向ですので、少し書きぶりを変えてもらう方がいいかもしれません。6ページで価格情報の価値の低下が項目に出っていますが、11ページには出ていないところも少し御検討いただければと思います。

山本会長：価格情報の価値を低下させるというのは、今回のケースでは有効なのかもしれませんが、逆に談合を招きやすいということにはならないんですか。

水本副会長：能力のある業者なら積算できるという、知るしか仕方がないということではないですよという意味なので、価値の低下だけでは説明不足かもしれません。

松島委員：6ページに「低入札価格制度」とあるのは、「低入札価格調査制度」でしょうか。

事務局：そうです。修正します。

山本会長：11ページの予定価格等の公表時期の見直しは、この委員会ではあまり議論されていませんが、答申に必要になってきますか。

事務局：庁内委員会では課題として挙がっていたものです。

水本副会長：委員会の中では意見として出てきていないので、おかしい感じがします。

山本会長：結論としては、予定価格の事前公表には慎重であるべきだということはあるのでしょうか。

泉水委員：12ページの価格内訳書のチェックの話で、市の設計内訳と全く違う内訳で出されてこれらと思うんですが、同じ内訳を写しているとか、談合が見つかることがあるのでしょうか、あるいはチェックしていないから分からないのでしょうか。

事務局：同じ金額であったり、規則性があったりすれば分かるかもしれませんが、バラバラの状態ですので、どのように検証すればいいか難しいところです。

水本副会長：他の自治体で取り組んでいるところはあるんですか。

事務局：まだ把握しておりません。

水本副会長：内訳書を活用できる目途がないのにここまで書くのは、少し気になるかと。自社において積算しているか確認するため提出させるのに、チェックしていないんですよ。

事務局：合計金額が合っているかは見ていますが、内訳を他の業者と見比べるといったことはしておりません。

泉水委員：類似工事があればそこから内訳を決めることもいけないことではないですし、特に原料費は現場に近いからコストが安いといったこともあると思いますので、見比べていないというのも、それはそうかなと、みんな同じ額だったといった不自然なものをチェックする程度かなと思います。

水本副会長：不要なものは、業者の負担もあるのでやめてしまうというのもあると思います。調査のために使うのであれば、価値がありますが、しかし今更やめてしまうというのも、どうでしょうか。

泉水委員：真摯な見積りをされているという証拠になりますし、その程度のコストはかけて提出させてもいいのかなと。

山本会長：事業者の見積りだけで不正が分かるというのは難しいと思いますが、予防的な意味でチェックすると。

事務局：チェックして少しでも防ぐという御指摘であれば、市として取り組める内容になるかと思います。

山本会長：続いて、12ページの入札監視員の職務についてですが、主な職務として意見聴取があって、一方で、談合疑義情報への対応については、聴取は入札監視員が行うことが効果的であり、その権限を付すべきであるとありますが、このつながりはどうなっていますか。

事務局：主な職務としての意見聴取は市に対するもので、権限を付すべき聴取は職員に対するものを指しております。

井上委員：聴取は、入札監視員が行うのか、職員が内部で行うのか、第三者委員会が行うのか、どれが最も効果的かはまだ分からないので、「入札監視員が行うことが効果的であるとも考えられるから、その権限を付すことも検討すべきである」とか、方法の1つとすべきかと。最も言いたいのは、不正が起きた場合は必ず調査をするということです。その主体がどれに当たるのかは今後の検討課題ということです。

水本副会長：市として事実を認定して処分するための聴取ですので、主体は市当局でないと。職員がするので、きちんとできないのではというのは分かるんですけど。第三者が調べるのは責任や権限がなく、限界があると思います。

井上委員：内部の人に権限を与えて調査するのが効果的だと思いますが、それが難しいのであれば、弁護士の調査委員会を設置したりというのはあると思うんですが。入札監視員が聴取をするというのはあまり聞かないのかなと。

山本会長：今回の事案においては色々な情報提供がありながら再発を防げず、もう少し入札監視員が掘り下げても良かったかなというところが見えてきたので、こうした提案が出てきたと理解しています。入札監視員にしてもらうチャンネルが1つあってもいいのかなとは思っています。

泉水委員：本件は職員が関与した特殊な事案ですが、談合疑惑情報は通常は外部から来るものなので、それをどのように聴取するかは、分けて考える必要があります。その一般的な場合に、入札監視員がするというのでいいのかは疑問です。入札監視委員会は、どこの制度でも意見を述べる程度で、直接取り調べるといったことはありません。それとともに、談合情報についての市としての効果的な対応策は、その入札をやり直すことと、すぐに証拠とともに公正取引委員会や警察に通報することであって、あまり抱え込まない方が良いと思います。

事務局：他市照会の結果でも、そこまでしているという回答はありませんでした。今は各監視員個人にお聞きしていますので、会議体として意見を集約して、提言をいただくことも考えております。

山本会長：答申に書くとすれば、入札監視員が事情聴取することが有効となるケースも考えられるので、検討するというのでしょうか。次に「5. 具体的な改善策の実現のためのマニュアル整備について」を検討するため、先にマニュアル案についての説明を事務局からお願いします。

(事務局説明)

山本会長：全体について、気になるポイントがあれば御指摘をお願いします。

松島委員：マニュアルを読むのは契約部局の管理する側の職員ではないので、受け手からすると、何をすればいいのか、何をしてはいけないのかということが重要ですので、章立ては「3. 実践」の内容を軸として、その理由はこういうことのためですというように工夫した方が読みやすいと思います。

水本副会長：マニュアルが全てではないんですね。私の職場でも、コンプライアンスについてはチェックリストが月に1回位送られてきて、チェックと改善を繰り返して

行うということをしています。答申案の12ページに対策を実現するためとありますが、それを補助するためという位置付けではないでしょうか。

松島委員：このマニュアルは1つのツールなので、これを使った運用の方法をどうすべきかを答申に書くことになるのかなという気がします。

山本会長：3ページ以降に「詳しくは、ファイル管理>コンプライアンス推進課>職員倫理を参照してください。」などとありますが、この内容についての資料提供をお願いします。

井上委員：6ページの「不祥事による影響」の中に、民事上の損害賠償責任を負う可能性があることを記載した方が良いと思います。予定価格内で落札しているのだから損害がないのではないかという議論もありますが、それでも損害賠償責任ができるという判例があったと思いますので。

水本副会長：7ページのペガサスシステムというのは、職員が報告するフォームですか。入札・契約に関する報告を匿名でできるようにしているのですか。

事務局：そうです。

山本会長：ペガサスシステムというのは、どういったシステムですか。

事務局：職員のポータルサイトで、画面にメールシステムや人事給与システムなど色々なシステムのリンクが張ってあるものです。その中で、必要に応じてログインが必要なものもあれば、匿名で利用できるものもあります。

水本副会長：答申案にマニュアルを整備したとありますが、委員会として整備したわけではなく、委員会の指示を受けて市で作られたということですね。これもローリングしていかななくてはいけないと思うので、委員会の成果物とするのは違う気がします。

事務局：委員会からの御指示をいただいて市がマニュアルを作成したもので、内部で定期的に見直しを図っていくという位置付けで取り扱っていきたいと思います。

水本副会長：マニュアルの2ページの例の中で、業者への連絡を個人の携帯電話で行うとありますが、個人の負担にもなるし、危険な目にも遭わせるのでいけないのではないですか。

事務局：工事主管課でしたら出先からの連絡が必要となる場合もありますので、そういったケースを想定した記述となっております。

井上委員：携帯電話は個人のものでしょうか。

事務局：上下水道局など一部の部署を除いては、業務用の携帯電話はなく、連絡を取る際に個人の携帯電話を利用するケースがあるという状況です。

泉水委員：個人の電話番号が分かればその後も接触できてしまうので、問題があるように思います。

水本副会長：業務用の電話を何台か置いておかなければいけないのではないですか。

井上委員：着信履歴が残るので、誰と話したのかも分かりますし。

山本会長：答申案の8ページに、市における倫理の保持及び法令の遵守を推進するために、問題が生じた際に採るべき行動を分かりやすく明示するとありますが、これはマニュアルも対応しておいたほうが良いと思います。マニュアルについては、今後さらに中身を詰めていかれるとのことですので、それをチェックしていく

ということをお願いします。

答申案に戻りますが、13ページの「6. おわりに」について、現時点で気になる点があればお願いします。

泉水委員：「不祥事が根絶することを願う」とありますが、100%排除することはできないので、万一起こった場合にも直ちに発見して対応できるとする方が、コンプライアンスとしては適切かと思います。

山本会長：「その上での限界点」というのは、表現として分かりにくいかと思いますので、もう少し良い表現があればと思います。

それでは、事務局には、委員の皆さんからいただいた御意見を整理していただけますようお願いいたします。それでは、案件3にその他とありますが、事務局から何かございますか。

事務局：（日程調整等）

山本会長：それでは、これをもちまして第4回入札不正行為排除・防止検証委員会を閉会します。ありがとうございました。